

平成23年6月3日

都道府県ホッケー協会 御中  
関係団体 御中

社団法人 日本ホッケー協会  
技術委員会  
委員長 西田 範次  
( 公印省略 )

### スティックシール・プリントについて（再通知）

いつも当委員会にご協力頂き、誠に有難うございます。

さて、平成17年度より実施して参りましたスティックシール・プリントについて、再度お知らせ致します。

平成23年3月11日現在、「用具製造・販売企業指定証」を受けている企業は次の3社になります。

企業名	スティックシール・プリント公認番号
株式会社 ジャンボ	No. JHA-0001
株式会社 ビックバン	No. JHA-0002
トップスティックス	No. JHA-0005

公認指定企業〔現在は上記3社〕の検定シール・プリントの表示がないホッケースティックについては、（社）日本ホッケー協会主催・共催及びそれに準じる公式試合での使用は認められておりません。

尚、猶予期間に貼られた（社）日本ホッケー協会のスティックシール・プリントの表示があるスティックは使用可となります。

（社）日本ホッケー協会のスティックシール・プリントは、平成23年4月1日からは貼付はいたしません。



上記の件については、既にご承知のことと思いますが、各試合会場での混乱が無いよう、皆様方に周知徹底をお願いしたく再度ご連絡させて頂きました。

再度、内容をご確認頂き、貴協会・貴団体の傘下チームや役員の皆様方に、周知徹底を宜しくお願い致します。